学外者による情報システム利用手順

はじめに

この手順は、弓削商船高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程第８条第２項に基づき、学外者が弓削商船高等専門学校（以下「本校」という）の情報システムを利用する場合の必要な事項を定めています。

１．学外者について

学外者とは、本校の教職員（非常勤講師を除く）及び学生いずれでもない者をいいます。

２．利用対象者の範囲及び利用条件について

学外者のうち、次に掲げる正当な理由があり、かつ、利用のための必要条件を満たす場合に、本校の情報システムを使用することができます。

＜利用目的＞

（１）共同研究・地域共同教育・産学官連携活動・授業など本校の業務を遂行する場合

（２）本校主催又は共催の講習会を受講する場合

（３）本校情報システムの設置又はメンテナンスを行う場合

（４）情報セキュリティ責任者が利用を必要と認める理由がある場合

＜利用のための必要条件＞

（１）利用に責任を持つ本校の教職員が定められており利用に関し監督できること

（２）利用できる情報資産が明確にされておりその範囲以外の情報資産を利用しないこと

（３）サイバーセキュリティ関連法令、機構のサイバーセキュリティポリシー及び実施規則、本校の実施規程及び実施手順を遵守すること

３．利用手続き

利用に責任を持つ教職員は、利用しようとする５日前までに、情報処理教育センターに申請を行い情報セキュリティ副責任者の許可を受けてください。なお、許可を受けた後で、使用日時の変更及び使用の中止を行うことになった場合は、速やかに情報処理教育センターに申し出てください。

＜提出書類＞

（１）学外者による情報システム利用申込書（別紙第１号様式）

（２）誓約書（別紙第２号様式）

＜申請対象＞

（１）本校情報システムを使用する場合

（２）情報システムを持込し、本校情報システムと接続する場合

情報処理教育センターにおいて、以下の要領により学外者による情報システム利用許可証（別紙第１号様式）（以下「許可証」という）を発行しますので、利用期間中は大切に保管してください。

＜アカウントの発行について＞

（１）非常勤講師及び一定期間利用する学外者の場合

アカウントと仮パスワードを利用者個人に発行しますので、許可証に記載された仮パスワードでログインし、直ちに仮パスワードの変更を行ってください。

（２）臨時で利用する学外者の場合

参加人数にかかわらずアカウントと仮パスワードを１つ発行しますので、全員で共通のものを使用してください。

（例：本校主催又は共催の講習会を受講する場合）

４．利用の終了

利用に責任を持つ教職員は、情報処理教育センターにその旨報告してください。

（別紙第１号様式）

学外者による情報システム利用申込書

弓削商船高等専門学校情報セキュリティ副責任者　殿

弓削商船高等専門学校の情報システムを利用したいので申請します。

申 込 年 月 日　　令和　　年　　月　　日

使用監督者氏名 （本校教職員）	
利 用 者 氏 名	
利　用　日　時	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
利用しようとする シ　ス　テ　ム	□　本校情報システム　□　持込 □　情報処理教育センター内ＰＣ（　　）台 □　その他（以下に記載してください）
利　用　場　所	
利　用　目　的	

学外者による情報システム利用許可証

上記申請者に対し、本校情報システムの利用を許可します。

弓削商船高等専門学校情報セキュリティ副責任者

令和　　年　　月　　日

利 用 者 氏 名	
アカウント / パスワード	

（別紙第２号様式）

誓　約　書

弓削商船高等専門学校情報セキュリティ副責任者　殿

弓削商船高等専門学校サイバーセキュリティ利用者規程および以下の関連法令を遵守して、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という）の情報システムを利用することに同意します。これらに違反した場合は、利用を中止するとともに、本校情報システム上の電子情報ファイルの一部ないし全部を放棄させることに異議はありません。

令和　　年　　月　　日

自署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遵守すべき法令等

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー基本方針
2. 独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則
3. 弓削商船高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程
4. 弓削商船高等専門学校サイバーセキュリティ利用者規程

 （抜粋）

 第13条　利用者は，自己の管理するPCについて，情報セキュリティの維持を心がけるとともに，次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

 (1) アンチウイルスソフトウェアを導入し，ウイルス感染を予防できるよう努めること。

 (2) インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は，速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか，代替措置を講じること。

 (3) 自己の管理するPCの第三者による不正な遠隔操作を予防するための対策を講じること。
5. 学外利用者による情報システム利用手順